＜令和5年度児童手当・特例給付　支給区分の確認方法＞

令和5年6月～令和6年5月分の児童手当
：令和5年度所得（令和4年1月～12月分）で判定

所得額

①まず、所得額をご確認ください。（及びB.の場合）

令和4年分の確定申告書の場合

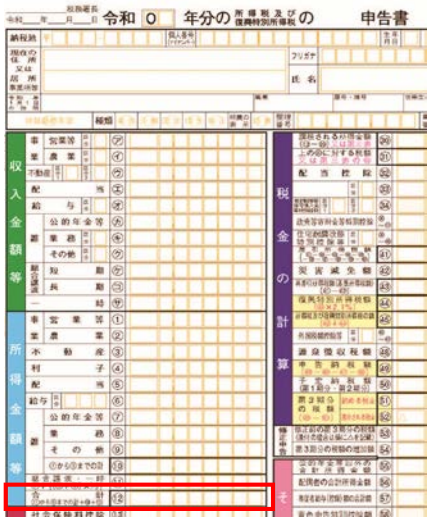

令和4年分の源泉徴収票の場合

この金額から10万円を控除した額となります。

①

②確定申告をされた方へ　下記所得に該当があるかご確認ください。

- 退職所得（総合課税）
- 山林所得
- 土地等にかかる事業所得等
- 長期譲渡所得（分離課税）
- 短期譲渡所得（分離課税）
- 先物取引にかかる雑所得
- 条約適用利子等
- 条約適用配当等
- 特例適用利子等
- 特例適用配当等

合計額 →

②

A
所得額
＝①＋②

控除額

③社会保険料相当分は、一律8万円の控除となります。
（全員に適用）

③　8万円

④市民税について、下記の控除を受けているかご確認ください。

	控除できる金額
・雑損控除	課税上、実控除額
・医療費控除	
・小規模企業共済等掛金控除	
・特別障害者控除	40万円
・障害者控除	27万円
・勤労学生控除	27万円
・寡婦（夫）控除	27万円
・ひとり親控除	35万円
・老人扶養親族、老人控除対象配偶者	一人につき6万円

合計額 →

④

⑤公的年金に係る雑所得がある場合

⑤　10万円

B
控除額
＝③＋④＋⑤

A-B

※児童手当の
判定上の所得

該当する区分を
ご確認ください。

＜児童手当の所得制限・所得上限限度額表＞

※扶養親族等の数（市・県民税等の所得申告上のもの）	①所得制限限度額（①以上②未満の場合、月額5,000円（児童1人））	②所得上限限度額（②以上の場合、支給の対象外）
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円

※税の控除対象にならない16歳未満の児童や同一生計配偶者も含まれますが、申告をしていることが必要です。

※本市が公募等により審査した結果と異なる場合があります。ご不明な点がございましたらご連絡ください。